

日本占領期における視聴覚教育と学校図書館の関わり

今井福司 †

† 東京大学大学院教育学研究科 博士課程

本研究では日本占領期の教育改革における、視聴覚教育と学校図書館の関わりについて検討した。占領期の教育改革では、占領軍によって多様な資料を用いた教育や、図書以外の視聴覚資料を備える教材センターとしての学校図書館の設置が提示された。これに応じ、視聴覚教育、学校図書館の双方で制度構築が進み、視聴覚教育と学校図書館が連携しある状況が整えられていった。こうした連携が重要であることは、運動団体の議論や、実践報告においても示されていた。よって占領期においては、占領軍の示したモデルに応じ、視聴覚教育と学校図書館の連携が行われようとしていたことがわかった。しかし、占領政策が終結したこと、学校図書館法による国庫補助が視聴覚教材まで及ばなかったこと、文部省内での視聴覚教育課の位置づけが曖昧だったこと、以上3つの阻害要因により両者の連携が広まることはなかった。

キーワード：学校図書館、視聴覚教育、占領期教育改革

目次

1 はじめに

- 1.1 研究の枠組み
- 1.2 先行研究

2 占領軍による教育改革の提唱

3 占領期における制度構築

- 3.1 視聴覚教育の制度構築
 - 3.1.1 占領期の体制作り
 - 3.1.2 『視聴覚教材利用の手びき』
- 3.2 学校図書館の制度構築
 - 3.2.1 学校図書館の手引
 - 3.2.2 『手引』の伝達講習会
 - 3.2.3 学校図書館法成立

4 占領期における議論

- 4.1 北海道での連携の提言
- 4.2 『学校図書館』の視聴覚教育特集

5 占領期における実践

- 5.1 占領期の視聴覚教育実践
- 5.2 占領期の学校図書館実践

6 教育改革の実態と連携の阻害要因

- 6.1 占領軍の占領政策の終結
- 6.2 学校図書館法に対する失望
- 6.3 視聴覚教育課の位置づけの曖昧さ

7 おわりに

1 はじめに

現在の学校図書館は、学校内で学習センター、情報センター、読書センターの3つの役割を果たす施設だと定められている¹。このうち、情報センターについては“情報を収集、選択、活用する”という役割が定められており、図書資料に限らない幅広いメディアを学校図書館が収集、活用することが定められている。

このように学校図書館が、図書資料に限らず幅広いメディアを収集するという役割は、最近になって現れたものではなく、日本の学校図書館のルーツといわれる占領期の教育改革時の文献で散見される記述である。例えば、後に検討するように、図書以外のメディアである視聴覚資料の活用は、当時の文献で盛んに主張されていた。

占領期の教育改革では、それまでの日本の教育とは異なった新たな観点が導入された。特に、学校図書館は占領期の教育改革をきっかけとして、法律や制度、実践の基礎が構築された。このような背景から、現在の学校図書館のあり方を問い合わせるために、複数の研究者が占領期の学校図書館研究に取り組んでいる²。

現在の学校図書館で扱うメディアを考える上では、占領期における視聴覚教育と学校図書館との関わりは十分検討されるべきトピックである。しかし、占領期に視聴覚資料を用いて視聴覚教育を

行う各種団体が発足し、実践も積み重ねられているのにも関わらず、これまで両者の関わりを検討した研究は少ない。

1.1 研究の枠組み

占領期の学校図書館制度構築においては、アメリカを中心とした占領軍の関与が強かった。特に占領当初においては、アメリカの学校図書館制度が、各種の報告書や啓蒙書を通じて日本側にモデルとして紹介された。しかし制度の導入が進むにつれて日本側の関与もみられるようになった³。

こうした状況を踏まえて、視聴覚教育と学校図書館の関係を考察する際には、以下3つの枠組みを設定する。

1点目は、占領期の教育改革でアメリカ占領軍や文部省によって視聴覚教育や学校図書館に対してどのような理想が掲げられたのかという点である。後に検討するように、占領期の教育改革では多様な資料を活用した教育が占領軍から求められていた。このような流れの中で両者はどのような役割を与えられようとしていたのかを明らかにしたい。2点目は、そうした理想を実現するためにどんな政策や実践が試みられたのかという点である。占領期の教育改革においては、占領軍から一定の理想が示され、それに呼応するような制度構築、議論、実践が行われたはずである。この3つの範囲から検討することで、占領期の教育改革でどのような模索が行われたのかが明らかになるとを考えられる。3点目は、最終的に理想は実現されたのか否かという点である。理想が単にモデルではなく一般化していったのかどうかという点は、現在とのつながりを検討する上では重要であると思われる。

以上の枠組みに基づき文献検討によって、次のように論述を進めていくこととする。まず、第1章においては先行研究や用語の定義を行う。次に、第2章では枠組みの1点目と対応し、占領軍から提唱された理想が何であったかをみていく。続く第3章から第5章は、枠組みの2点目と対応させて記述を行う。具体的には、第3章で、理想に対してどのような制度構築が試みられたか検討を行う。第4章においては、視聴覚教育と学校図書館の連携に関して運動団体の中で行われた議論を紹介する。第5章では実践において、両者はどのような結びつきを見せようとしていたかを紹介する。

そして枠組みの3点目に対応して、第6章はこれまでの記述をまとめながら、占領期の模索は一般化していったのかどうかについて考察し、最後の第7章では、まとめ及び今後の課題を示すこととしたい。

1.2 先行研究

本研究に関わる先行研究の状況は以下の通りである。まず占領期の視聴覚教育史の研究としては、当時の政策に携わった人々の回顧録を除くと、佐藤正晴の占領期教育改革と学校放送の関連⁴や、瀧口美絵による1945年代から1960年代までの映画教育と放送教育に関する発展過程の整理⁵が行われているが、どれも視聴覚教育そのものの歴史を述べたもので、学校図書館との関わりについては触れられていない。

次に占領期の学校図書館史の研究については、中村百合子⁶の研究が挙げられる。中村は占領期における、連合軍総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers：以下、GHQ/SCAP）の下部組織である民間情報教育局（Civil Information and Education Section：以下、CIE）ならびに文部省の双方の動きを取り上げ、学校図書館政策の形成過程を明らかにしており、日本の占領期の学校図書館を検討したものとしては重要な研究である。ただし視聴覚教育に関する記述は、来日した学校図書館アドバイザーのグラハム（Mae I. Graham）の関与によって、1948年春以降、教師向けのラジオ・プログラムに学校図書館を取り上げた番組が盛り込まれるようになったことを指摘した⁷以外には登場しておらず、十分な検討が行われているとはいえない。

そして、視聴覚教育と学校図書館の関わりについて検討した研究としては、山田泰嗣や清水正男の研究が挙げられる。まず、山田は視聴覚教育の理論家であるエドガー・デール（Edgar, Dale）の視聴覚教育に関する理論にふれ、メディアと教育の関わり方を検討した上で、こうした考え方方がアメリカ学校教育の理論や日本の占領期の学校図書館制度でどのように現れているかを考察している⁸。山田は視聴覚教育の理論から学校図書館のあり方を述べているが、日本の占領期について取り上げた箇所はごくわずかであり、詳細な考察を行っているわけではない。次に、清水は1950年代から視聴覚教育と図書館の関係を同時代的に研究し、非

図書資料と学校図書館や、視聴覚資料と学校図書館の関係について考察を加えた研究を多く残している。清水の一連の研究の中でも、本研究に関連した研究としては、学校図書館における非図書資料の位置づけを検討した研究⁹および、視聴覚教育の資料を備えるために、当時公共図書館に設置されていた視聴覚ライブラリーについて、必要とされる10の要素を提示した上で、それぞれの要素の現状や、互いの関連について考察した研究¹⁰が挙げられる。特に後者の研究では、当時の視聴覚教育に対する学校図書館の状況を統計数値から検討した箇所があり、本研究においても参考にすべき点が多い。ただし、清水の研究は学校図書館において視聴覚資料をどう扱うべきかを中心に取り扱っており、本研究で扱う視聴覚教育の制度構築、議論、実践については、触れていない。

なお「視聴覚教育」という用語については、時代によって対象となるメディアの範囲が変わってくる。例えば、アレン(William H. Allen)による1960年時点での定義では“映画、スライドフィルム、テレビジョン、ラジオ、レコード、グラフ、修学旅行、模型”¹¹といった装置に限定されていたが、現在では、コンピュータ、データベース、通信システム、統合型メディアをも含む用語となっている¹²。日本の占領期以前の視聴覚教育の流れとしては、映画を用いる教育と放送を用いる教育の2つの流れがあったが、1950年頃にこうした流れを統合する形で「視聴覚教育」という言葉が現れたとされている¹³。つまり、単に視聴覚教育を検討するといった場合、映画を用いる教育「映画教育」と放送を用いる教育「放送教育」の2つが含まれることになる。本研究においては、資料の制約のため、映画教育を取り上げるのみに留まっており、放送教育については取り上げていない。これについては、今後の課題としたい。

また「視聴覚教育」という用語について、当時は「聴視覚教育」、「視覚教育」、「聴覚教育」という言葉が混在されて使われているが、本研究では全て「視聴覚教育」に統一して記述する。

2 占領軍による教育改革の提唱

占領期の教育改革は、GHQ/SCAPの命令から始まった。具体的には、1945年12月にGHQ/SCAPが「修身科・国史科・地理科の中止についての指

令」という命令を出している。この命令は、修身科・国史科・地理科の中止とこれらの教科書及び参考書の全面廃棄が示され、日本の教育に含まれる軍国主義と極端な国家思想の排斥を求めている。

1946年2月には、CIEが*Education in Japan*を発行している。これはアメリカから日本に来訪する教育使節団のために、CIEが文部省と共同で日本の教育の概要をまとめた2部構成の小冊子である。冊子の第1部では戦前の日本の教育制度について歴史的な概略が示され、第2部では日本の教育について、占領軍の基本政策と文部省による自主的な改革について説明が行われていた。第1部の記述の中には、“図書館や教育上必要となる補助教材を備えている学校は殆どなかった”として、教科書だけを用いた学校教育が否定され、多様な資料の活用を求める記述が見られる¹⁴。

続いて1946年3月には、教育使節団の報告書がまとめられた¹⁵。報告書では、第1章「日本の教育の目的及び内容」(The Aims and Content of Japanese Education)において、民主主義の生活にふさわしい教育とは、教育の内容および教授法に関し、個人の価値と尊厳の認識に基づき、教育の機会を与えるように編成されつつ、探求の自由を養いそして批判的に分析する能力の育成を行う教育であると述べられている。その上で、国定教科書の使用による弊害を指摘しながら、学校教育のあり方については、各々の生徒に合わせた教育内容、教育方法が実施されるべきだとしている。

そして、第1章の結論部では、多様な資料を使った教育を展開することが示されると共に、図書館の必要性が述べられていた。

新計畫全般に亘つて図書館やその他の獨學のための機関が重要な役割を演ずるだらう。實際、教科書や口授教材の暗記に対する行き過ぎた強調を克服する最良法の一つは、異なる観點を表す書物や論文に接近するやうにさせることなのである。

また、第4章「授業及び教師の教育」(Teaching and Education of Teachers)でも、「優れた授業の特徴」の項目において、“一般には、願はしき授業の實行は、少人數學級及び設備の整つた實驗室、圖書室、體操場、運動場、それから特別教室をもつ

ことによって容易にされるであらう”とされ、学校内の施設として図書館の必要性を指摘している。このように、占領軍は単一の教科書ではなく、多様な資料を使った教育を提言し、そうした資料を備える場所として、学校における図書館の必要性を指摘していた。

1950年9月には第二次教育使節団が来日した。第二次教育使節団の目的は、第一次教育使節団が行った勧告の実施状況を視察調査し、必要な補足ないし修正の提言を行うことが目的であった。教育の目的を示した第一次教育使節団報告書に比べて、その項目は具体的な記述が増えている。その中には教材センターという項目がとりあげられている。

教材センター 各学校的図書館にはじゅうぶんな書物やその他の教材がそなえられるべきである。学校図書館には単に書物ばかりでなく、日本人の、そのまれにみる芸術的才能をもった教師と生徒が製作した作品も展示すべきである。林業についての教材としては、たとえば木材の標本、今日の伐木方法を示した絵画、望ましい林業地の写真など、その他比較的経費のかからないものがふくめられるであろう。今後資金が豊かになれば、スライドや映画も加えることができよう。教材センターとしての学校図書館は、生徒を手助けし指導する司書を持ち、学校の中心となるべきである。

ここでは、学校図書館の役割として教材センターの役割があることを指摘し、様々な教材をそこに備えると規定している。そして、その教材の中には資金が豊かになればとする条件が付いているものの、スライドや映画と言った視聴覚教育で用いる教材が含まれるとしている。

以上、占領軍が教育改革において提唱した事柄を検討していくと、以下のような流れがあったことがわかる。まず、アメリカ教育使節団のために作られた冊子、*Education in Japan* の第1部の記述で図書館や補助教材の不備を指摘する報告が行われている。次に同使節団の報告書では日本側に対して、各々の生徒に合わせた教育内容や教育方法の実施を求め、異なる観点を表す書物や論文を提

示する図書館の必要性が提唱されていた。そして1950年の第二次教育使節団の報告では、“じゅうぶんな書物その他の教材”を備えた教材センターとしての学校図書館が提唱されており、教材の中には、視聴覚教育で用いるスライドや映画が含まれていた。

それではこうした占領軍が示した理想に基づいて、視聴覚教育と学校図書館に関してどのような制度構築が行われていったのだろうか。

3 占領期における制度構築

3.1 視聴覚教育の制度構築

3.1.1 占領期の体制作り

日本の視聴覚教育のルーツは、映画教育さらには幻燈を使った教育活動までさかのぼる¹⁶。学校教育に幻燈が使われるようになったのは、1880年の文部省による写真スライドの作成、全国の師範学校へのスライドと幻燈機の配布がその始まりだとされる。1928年からは、各地で巡回形式の講堂映画会が実施され、学校教育での映画の活用が図られるようになる。講堂映画会とは、大阪毎日新聞社と東京日々新聞社によって設立された「全日本活映教育研究会」によって行われた、映画教育の啓蒙と普及を図る事業で、毎月あるいは隔月1回各学校を巡回しながら上映会を実施していた。

第二次世界大戦が終戦を迎えると占領軍はいち早く、映画教育に関する改革を行った。戦時中、アメリカ国民の戦意高揚の広報活動として役立った体験から、日本人の再教育の手段として映画というメディアを重視していたからである¹⁷。改革の動きとしては、まず1945年10月7日から10日にCIEと、映画教育の団体である大日本映画教育協会が、日本の映画教育界の実情について意見交換を行った所に始まる。この中で、CIEは“日本の教育映画は急速かつ大量に製作する必要がある”，“その有効な配給制度を確立する必要がある”と言った指示を出している¹⁸。

1947年8月16日にはGHQから第八軍施行命令第57号として、民主化政策を推進するために広報活動を推奨する命令が出され、新聞記事やパンフレット、CIE図書館の展示と共に貸与用16ミリ映写機の活用が挙げられている¹⁹。

この命令を受けて、1948年の2月より、CIEから文部省に対してナトコ16ミリトーキー映写機

1300 台の貸与と CIE 映画²⁰のフィルムが供与され、CIE から各地で上映会実施の指示が出された。

1948 年 4 月には、この上映会に対応するために、文部省が指導者に対する講習を行う旨を示した文部次官通達「発社 100 号」を都道府県知事宛に通達し、4 月下旬から 6 月中旬まで、文部省芸術課を主管とした講習会が全国 14 力所で行われている。この講習会には、都道府県社会教育課長・視覚教育係長および同係官・図書館長及びフィルムライブラリー係員の参加が義務づけられ、他にも公民館長、PTA の代表者の参加が求められていた。そして、こうした制度を確固たるものとするために、同年 10 月 26 日には、文部次官通達「発社 103 号」が各都道府県教育委員会に出され、各都道府県教育委員会社会教育課の中に、視聴覚教育係が新設され、その下に都道府県中央図書館を設置場所とする視聴覚ライブラリーの設置が規定された²¹。

CIE の映画制作に対応する形で、占領期初期においては学校の講堂や映画館で、教養的な内容や学校教育向けの内容を含んだ映画を上映し、児童・生徒に観せる教育が行われていた。例えば東京では、教科との直接的な関連ではなく映画自体からの教育効果を上げて映画の見方や考え方を培うことを目的とし²²、映画館に児童生徒を出向かせて上映会を開く「映画教室」が盛んに行われていた。

こうした講堂や映画館での一斉上映を通じた教育ではなく、学校や学年ごとの個々のカリキュラムに対応させた映画を作成し、学校教育へ生かそうとする動きも出てきた。それが日本学校映画教育連盟（以下、学映連）の動きである。学映連は、現場の教員が中心となり、学校教育用映画・幻燈等を自主的に確保して新しい教育の進展をはかることを目的として、1949 年 7 月に結成された。具体的な事業としては各校映写施設の完備とフィルムライブラリーの拡充強化、映画・幻燈等を使用する学習方法の研究、教育映画等体系化のための調査研究、学校教育用映画等の選定及び政策促進が掲げられていた²³。1949 年 10 月には滋賀県大津市で、学映連主催の「新教育と視覚教育全国研究集会」が開催され、教育者自身が作るフィルム教材「社会科教材映画大系」の製作を決定している。学映連は「社会科教材映画大系」制作のために、文部省、研究者や制作会社へと協力を呼びかけていった。最終的には 1953 年までに 39 本の社

会科のための教育映画が制作され、各地の学校教育で利用されるようになった。

3.1.2 『視聴覚教材利用の手びき』

1952 年には、文部省社会教育局に視聴覚教育課が設置されると共に、戦前戦後を通じて初めての視聴覚教育に関する手引き書、『視聴覚教材利用の手びき』が公刊されている²⁴。

『視聴覚教材利用の手びき』は 5 章立ておよび実践例で構成され、第 1 章では視聴覚教材の利用の意義、第 2 章では視聴覚教材の管理・経営、第 3 章では視聴覚教材の用い方、第 4 章では学校と地域社会のつながり、第 5 章では視聴覚教材の製作と購入、そして巻末に視聴覚教材を用いた実践例が掲載されている。『視聴覚教材利用の手びき』の冒頭では、視聴覚教育とは視聴覚そのものを教育するのではなく“学習指導の上で、最も効果的なないせつな一方法である”²⁵と位置づけ、その効果として、学習指導を能率化する、学習心理を効果的にする、多くの児童生徒に同様な経験内容を与える、世界と学校を結びつける、自主活動に導くという 5 つの効果があるとしている²⁶。

その上で、視聴覚教材の管理について学校図書館と次のような連携を図ることが示されている。

学校図書館は視聴覚教材の一部または全部の保管所となることが望ましい。大きな学校では独立した視聴覚教材室のあることが望ましく、中学校・高等学校では、その学校の事情によって各教科の教材室に一部の視聴覚教材が分属してもさしつかえない。いずれの場合にも、保管の責任をはっきりさせておくことと、総合カタログを作成しておくことが必要である²⁷。

上記の説明によれば、独立した視聴覚教材室がおけない学校においては、学校図書館が視聴覚教材の保管場所として想定されていた。同手引き書では、他にも各教科の代表者からなる視聴覚教材委員会を学校の組織として位置づけることや、各地域に置かれた教材センターや視聴覚ライブラリーと連携し、教材の借り入れを行うことなどが示されている。

手引き書の最後には、学校名等は明らかにされていないものの、視聴覚教材を利用した実践例が掲載されている。実践例の対象学年は小学校 3 年

生から高等学校まで、教科は図画工作、理科、音楽、社会科、英語、特別活動と幅広い教科の例が示され、同書の冒頭で示した「学習指導の一方法」として、多様な教科への適用が提案されていた。

3.2 学校図書館の制度構築

3.2.1 学校図書館の手引

視聴覚教育が占領軍主導の下で制度構築が行われたのと同様に、学校図書館も占領軍が制度構築に関わっている。占領政策の下で学校図書館改革が開始されたのは、占領軍の下部組織である陸軍省のプロジェクト 510 で企画された専門家招聘プログラムが実施されてからである。

このプログラムは、「エキスパートプログラム」と呼ばれ、1946年末より各種の専門家を来日させ、日本の新しい教育プログラム実施のための手助けをさせることを目的としていた。このプログラムに基づいて、1947年2月にはアメリカから学校図書館コンサルタントのグラハムが招聘され、数々の改革が行われている。例えば、児童書の現状把握のために児童文学研究所の関野嘉雄と会合を持ったり、学校図書館の PR のために各地を講演したり、JOAK（日本放送協会東京放送局）と協力しラジオ番組を作成、放送したりといった活動が行われていた²⁸。

こうした学校図書館改革の中で特筆すべきは、学校図書館の手引き書の作成である。手引き書の作成は 1947 年 3 月に始まっており、グラハムと CIE の図書館問題の担当官、キーニー (Philip O. Keeney) が深川恒喜、滑川道夫、阪本一郎、加藤宗厚といったメンバーを CIE に呼び出し、図書館に関する考え方や日本の図書館の現況について聞いている。この時のメンバーを中心として、『学校図書館の手引』(以下『手引』) の編集チームが作られ、分担して作業が進められていった²⁹。

この頃、文部省内での『手引』に関する理解は高くなく、“学校図書館の本を文部省でつくるというのは、そんなに意味があるのか、だいいち、学校図書館をそんないたいそうにみる必要などあるのか”³⁰ という声も聞かれた状況だった。それでも深川を始めとする日本の関係者と、グラハムらの CIE メンバーで『手引』の編集作業が進められていく。『手引』は、グラハムの日本滞在の 3ヶ月では完成を見ず、後任の担当官に引き継がれ、作業が続けられた。

1948 年 12 月になって、ようやく『手引』は完成し、全国の学校へと颁布された。完成した『手引』は全 5 章からなっており、第 1 章では新教育における学校図書館の意義と役割についての概説、第 2 章では学校図書館の基準や職員制度について、第 3 章では図書館における選書や整理といった実務面に関する内容、第 4 章では学校図書館の運用に関する指導法や実践、予算面の対策といった内容が含まれ、第 5 章では学校図書館を中心とする学習活動の例が取り上げられている³¹。

3.2.2 『手引』の伝達講習会

1949 年以降になると、『手引』を広めようとする動きが文部省側から始めた。この動きとして、1949 年 2 月 15 日から 17 日の間に、千葉県鴨川市の長狹高校、翌月 3 月 2 日から 4 日にかけては、丹波市町³²天理図書館で、文部省の主催で『手引』の伝達講習会が実施された。『手引』が “学校図書館の担当者のみならず、教師全部によって読まれ研究され、そして十分に活用されることを希望” したためか、各県の教員、県立図書館長、教育委員会や師範学校の関係者など幅広い立場からの参加があった³³。千葉の伝達講習会では、東京代表として出席した松尾彌太郎が学校図書館運動をまとめる全国組織の結成の必要性を訴えた。これがきっかけとなって 1949 年 9 月には、東京都学校図書館協議会が結成された。翌月にはこの協議会と国立教育研究所との共同で「全国学校図書館連絡協議会」が結成され、連絡協議会での審議を経た後に、1950 年 2 月に学校図書館の運動団体として代表的な団体となる、全国学校図書館協議会（以下、全国 SLA）が結成されることになった³⁴。

3.2.3 学校図書館法成立

1952 年になると、学校図書館に関する法律について、全国 SLA の指揮の下、制定を働きかける運動が始まる。学校図書館の設立は理解のある学校や教師、PTA 等の支持を背景に、全国各地で進みつつあったが、予算面での公的な保障が得られず、財政基盤が脆弱であった。法律を制定することで、法律上の位置づけを得るだけでなく、財政上の保障を得ることが法律制定運動の目的であった。同年 6 月から 12 月にかけて、全国 SLA は各府県の学校図書館協議会と連携し、“学校図書館の費用を公費によってまかなう”，“学校図書館に専任の司書教諭ならびに専任の事務職員をおくるよ

うにする”といった5項目からなる請願書を作成した。この請願書に対する署名活動が全国で展開された。この署名運動に社会党（右派）が呼応し、超党派の議員提案により、1953年3月16日には文部委員会へ法律の提案が行われることが決まった。1953年2月の衆議院予算委員会で、吉田茂首相が質疑中に失言し、これがきっかけとなって衆議院が解散に追い込まれ、法案は廃案となったものの、直後の特別国会で再度提出され、1953年7月29日に可決し成立した³⁵。

成立した学校図書館法の第1条では、学校図書館が学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることが宣言され、学校図書館を盲学校聾学校を含む小、中、高等学校に設置することが義務付けられた。そして第2条において、学校図書館は“図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備”と定義され、学校教育に必要な資料として、図書以外に「視覚聴覚教育の資料」という言葉が明記されている。そして第13条では、設備や図書に対する必要な経費の2分の1を国が負担する点が明記されていた³⁶。

以上見てきたように、視聴覚教育については、CIEの政策として民主化政策を推進するためのメディアとして映画が考えられており、各種の振興策が実施されていた。1952年には視聴覚教育に関する手引き書、『視聴覚教材利用の手びき』が出され、視聴覚教材の学校教育での利用の意義とともに、学校図書館との連携が提唱された。一方、学校図書館については、同じくCIEの政策の中で『学校図書館の手引』が作成された。同書の講習会は全国組織の成立を促し、『視聴覚教材利用の手びき』から1年後に成立した学校図書館法では、学校図書館は図書だけでなく、「視覚聴覚教育の資料」を収集する場としても定義されていた。

このように、視聴覚教育と学校図書館は、制度構築の上ではどちらもCIEの政策の中で推奨された。そして、占領軍が提唱した多様な資料の活用を推し進める教育改革の下、両者が連携しうる状況が整えられつつあった。ではこうした状況の中で、両者の連携に関してはどのような議論がなさ

れたのだろうか。次章では両者の運動団体が発行していた機関誌から連携に関する議論を紹介していく。

4 占領期における議論

4.1 北海道での連携の提言

視聴覚教育の運動の動きとしては、北海道大学の教育学者、城戸幡太郎を中心とした、北海道地域の視聴覚教育団体と学校図書館団体の連携の動きが挙げられる。

城戸は、法政大学教授、国立教育政策研究所所長を歴任し、戦前から専門の教育心理学に留まらず、視聴覚教育や高等教育など教育学全般に対しで発言を行っていた。1949年から、城戸は北海道大学の教育学部開設に関わり、その後も北海道教育に長く関わっていた³⁷。特に視聴覚教育に関しては、「北海道大学映画・スライド制作委員会」を設立、地域に即した映像資料の制作企画を担当し、「北海道視聴覚教育研究会」とともに視聴覚教育の研究と振興を図っていた。また、教材を供給する活動拠点として「北海道フィルム・センター」の設立にも携わっていた。1954年秋に、北海道視聴覚教育研究会と放送教育研究会北海道連盟、北海道学校図書館協議会の三団体が提携して、連絡協議会を決定する気運が高まる、城戸の主導により、北海道図書放送視聴覚研究協議会が設置された。1955年2月には連絡協議会の機関誌である『新しい教材』が刊行を開始した。同誌創刊号の巻頭言で、城戸と行動してきた留岡清男は、城戸の発言を代弁する形で次のように述べている。

映画教育だ、放送教育だ、図書教育だ、というけれど、そんな教育はある筈はない、あるのは、映画、放送、図書、という三つの教具である。教具によって、教育が、三つに縦割りにされてはたまらない。三つの教具は、横に手をつなぎ、一つになって、学習効果をあげることに、奉仕しなければならない。わかりきったことだが、このことを、この雑誌は主張しようとするのである³⁸。

同じ号で、城戸は様々な教材を第一次教材、第二次教材、第三次教材の3段落に分け、“有効な教具を総合的に使用すること”的重要性・必要性を

主張しており、留岡の提言を補強する文章を発表している³⁹。

以上の記述では、視聴覚教育と学校図書館における教育の結びつきが、学習効果を上げるために「縦割り」にしてはならないという言葉を付け加えて強く主張されている⁴⁰。

では、学校図書館の側では連携に関してどのような議論がなされていたのだろうか。

4.2 『学校図書館』の視聴覚教育特集

全国SLAの機関誌である『学校図書館』の1952年5月号には、「学校図書館と視聴覚教育」という特集が掲載されている。なお特集号は、『視聴覚教材利用の手びき』が発行された後に出来られており、各々の記事では同書を取り上げる記述が散見されている。

この号の巻頭では、当時の学校図書館と視聴覚教育の位置づけについて、全国SLAの事務局長久米井束が視聴覚教育と学校図書館の位置づけについて寄稿している。まず久米井はこれまでの視聴覚教育は学校図書館とは別個に行われていたと述べている。

わが国では、これらいわゆる視聴覚資料の活用は、学校図書館とは別個の道を歩んできたようである。つまり、視覚教育、放送教育というように、それぞれ独自の目標と性格をもって、教育活動の中に効果ある活動を展開してきたようである⁴¹。

その上で“学校の現場が、これら三者を緊密にむすんだ有機的な関係において秩序ある活動態勢を整えなければならない”⁴²としている。久米井は全国SLAの初代事務局長であることから、学校図書館側の考え方としては、視聴覚教育と学校図書館の連携には積極的であったと思われる。

同特集ではその後、視聴覚教育に携わる教員からの意見が掲載されている。例えば、新潟中央高等学校の教員である渡辺浩邦は、現在生じている視聴覚教育の諸問題について、視聴覚教育が広義に捉えられすぎ、今までの教育も視覚、聴覚を用いた立派な視聴覚教育だとして、映画や幻燈の機材導入が進まなかったりした状況があったという。その上で、学校のカリキュラムで視聴覚教育を取り上げるために学校図書館との連携を計り、学

校全体から視聴覚教育の遊離を防ぐべきだとしている⁴³。

また、目黒区第七中学校の今井重雄は、“学校図書館教育、視聴覚教育共に教育推進の基盤”であると指摘している。今井は、学校図書館が個人的活動の要素が多いのに対して、視聴覚教育は集団的活動の要素が多いとし、違った要素をもった活動であるとしながらも、両者の間には有機的な関連が必要で、その資料を備える場は、視聴覚教育と学校図書館で別個に設けるのではなく、学校図書館に両方の資料を集約し、協力体制を作つて利用を行うべきであるとしている⁴⁴。

そして、視聴覚教育の実践を行つてゐる教員4名と、文部省中等教育科の担当者を招いた座談会の記録が同号には掲載されている。座談会の記録によれば、当日は視聴覚教育の概念と意義、視聴覚教育の場、視聴覚主任と学校図書館の3つのテーマについて議論が行われている⁴⁵。特に、視聴覚教育の概念と意義では“視聴覚主任は図書館主任と同じように、サービスマンでなければならない”，“図書館利用の教育に、視聴覚教育を用いることがある”と両者の共通点を指摘する意見が出され、特集で論じられてきた視聴覚教育と学校図書館の連携の必要性が繰り返し述べられている。しかし、人の問題に議論が移ると、“視聴覚に関心を持つ人は図書館に関心が行かず、図書館に関心を持った人は視聴覚教育に関心がない。これが一体になるのは大変困難なことである”，“一体となることが望ましいとすればセクト化させないことが必要である”，“しかし仕事熱心ということは、専門的なことはセクト化し、孤立化するのが普通ではなかろうか”と協力体制を作る困難さが指摘されていた。

以上『学校図書館』の視聴覚教育特集号では、人の連携について問題点は残されているものの、視聴覚教育と学校図書館を緊密に結んだ活動や連携、協力体制の構築の必要性が強調されていた。

このように、学校図書館の側の機関誌でも視聴覚教育の機関誌でも、互いが連携し合う必要性が主張されていた。では、個々の実践では占領軍の理想や連携は、どのように記述されていたのだろうか。以下、視聴覚教育実践と学校図書館実践の代表的な実践例を紹介し、検討を行う。

5 占領期における実践

5.1 占領期の視聴覚教育実践

視聴覚教育の実践の代表例としては、北海道教育委員会と札幌市からモデルスクールに指定されていた札幌市立一條中学校の事例を取り上げる。

札幌市立一條中学校は、視聴覚教育を“単元学習の必然の結果”⁴⁶として取り組んでおり、1949年8月4日に行われた文部省主催のワークショップで視聴覚教育の実践を発表したところ、好評を博したという⁴⁷。

1950年に出版された報告書においては、視聴覚教育で用いる地図、図表、写真、幻燈、映画、学校放送などのメディアをどのように実践で生かせばよいかが明記されている。特に幻燈についてはメディアの中で最も多くの紙面が割かれ、社会科、理科、国語科、職業家庭科、図画習字、音楽、体育等での活用例が示されている。例えば、社会科では地図や参考書、写真を上映するために使い、手に入らない冊子体の資料を代替するものとして重要であるとされているし、理科では模型図の利用が、図画習字等の科目では作品例を示した批評を行なうことが提案されている⁴⁸。

また、実践までには至っていないと言う断りがあるものの、映画を使った指導案として、国語科、理科、社会科に対して、どんな映画を用いるべきか、タイトルと単元の対応表が示されている⁴⁹。

以上視聴覚教育の実践では、学校図書館と連携するという記述は見られないものの、視聴覚教材だけに限らず、地図や参考書といった資料が用いられており、教材を備え管理しておく教材センターとしての学校図書館の必要性は高かったと思われる。

5.2 占領期の学校図書館実践

学校図書館実践の代表的な例としては、CIEと文部省によって設置されたモデル学校図書館の事例を取り上げることとする。モデル学校図書館は、『手引』の出版と合わせて設置が計画されたもので、1949年1月、東京学芸大学第一師範附属小学校に設置されている⁵⁰。

同小学校では、戦後新教育下での影響からか、学校教育目標を設定し、教科カリキュラムではなく、“児童をして生活の場（Life situation）に立たせ、社会の要求と児童の興味と能力との交錯するところに生活課題を捉えさせ、これが解決のために、

あらゆる活動を機能的に総合して働くかせる”⁵¹とした経験カリキュラムを中心に据えた教育活動を行っていた。同カリキュラムに基づいて、同小学校では、生活課題を中心に据えた「単元学習」と、単元の学習の準備、技術的な面を学ぶ「基礎学習」の2種類の学習が併置させた学習が展開されていた。

学校図書館を使った教育は同カリキュラムの随所に図書館教育カリキュラムとして挿入され、同実践の報告書では、単元ごとに行なう学校図書館活動が表として示されている⁵²。その内容は、図書館のオリエンテーションから、読書衛生、分類方法の習得、辞書や百科事典の使い方など学年ごとの単元学習に応じた内容が配置されていた。

そして特筆すべき点として、学校図書館が単一教科や内容に特化した形で使われるのではなく、学校教育の様々な場面で活用されている点が挙げられる。これは1949年に、同小学校が教科や教科内容を統合した経験カリキュラムを導入したことでも影響していると思われるが、導入以前である1948年度の指導記録においても、国語科、社会科、算数科でそれぞれ多様な資料の活用を行うことが示されており、経験カリキュラムの導入以前からも多様な分野へ多様な資料を用いようとしていたことがわかる⁵³。

また報告書の中では視聴覚教材の扱いについても触れられており、新しい学校図書館には“図書以外の資料も備えられなければならない。映画・幻灯・紙芝居・レコード・ラジオなどいろいろの視覚、聴覚教育に必要な教具が用意せられ、児童の学校生活活動の場をより多くしていかなければならない”⁵⁴として、学校図書館に視聴覚教育に用いる資料を備えることが主張されていた。

以上学校図書館の実践では、占領軍が提唱した多様な資料の利用が目指され、学校図書館が図書以外に視聴覚資料を備え、学校生活活動の場を広げるための施設として考えられていた。また、連携に関する直接の記述は見られないものの、学校図書館が視聴覚教材を備えることから、学校図書館と視聴覚教育との連携が必要とされていたと思われる。

以上のように、実践においても視聴覚教育と学校図書館の連携は必要とされていたと考えられる。

6 教育改革の実態と連携の阻害要因

これまでの章で、日本占領期の教育改革では、視聴覚教育と学校図書館の連携の必要性が、制度の構築、議論、実践のどれにおいても提唱されていたことが確認できた。しかし、こうした流れは一般へと広がるまでには至らなかった。それを象徴するものとして、文部省が1961年の『学校における視聴覚教材の設備と施設』が挙げられる。すでに述べたように、1952年の『視聴覚教材利用の手びき』では学校図書館との連携が示されていたが、1961年版の手引き書になると、“同じ学習資料であっても、図書と視聴覚教材は性格がいちじるしく異なるうえに、管理の方法も全く同じではない”から“この二つを一体とすることは実情として大きな無理を伴う”と言う記述に変わっているのである⁵⁵。この記述の変化は、文部省が方針転換できるほど、両者の連携が強くなかったことを示唆している。

両者の連携を阻害する原因としては、占領軍の占領政策の終結、視聴覚教育側の学校図書館法への失望、文部省内での視聴覚教育の位置づけの曖昧さの3点が考えられる。

6.1 占領軍の占領政策の終結

占領期の日本では、占領軍が教育改革に大きな影響を与えていたが、日本の戦後処理が進む中で占領軍の影響力は小さくなっていた。1950年には朝鮮戦争で日本が大きな役割を果たしたことにより、日本の独立を認める気運が高まり、1951年9月8日には講和条約が締結された。それと前後し、1951年5月1日にはマッカーサー元帥の後任として就任したリッジウェイ（Matthew B. Ridgway）が特別声明を発表、GHQの指令によって制定された政令や法律の再検討が始まった⁵⁶。また占領政策の終了に伴って、1952年4月28日にはCIEが廃止となった。

視聴覚教育と学校図書館の関わりを考える上では、1952年という年はすでに『視聴覚教材利用の手びき』が完成し、学校図書館法の法律案が作成される段階であり、占領軍の指導がなくてもある程度の蓄積があった時期である。それでも、視聴覚教育にとっては映画教育を推し進めた推進役が消え、学校図書館の側から考えれば多様な資料の必要性や学校図書館そのものの必要性を訴えかけ

てくれる組織がなくなったことになる。先に挙げた1961年の視聴覚教育の手引き書で、文部省が方針転換できたのも、占領軍の存在がなくなったことが作用しているのではないだろうか。

6.2 学校図書館法に対する失望

学校図書館法について、視聴覚教育の分野では法律の成立に期待する傾向があった。なぜなら、1953年3月当時の学校図書館法案では、第2条で学校図書館の収集、管理すべき資料に視聴覚教材が含まれ、第9条において“国は、公立学校の図書館の資料の購入その他学校図書館の運営事務に要する経費の2分の1を負担する”と明記されており⁵⁷、視聴覚資料の購入に国庫補助が行われる可能性が高かったためである。

しかし、成立した法案は視聴覚教育の関係者を失望させた。成立した学校図書館法における法案では、第13条で国庫補助の対象が図書のみと限定され視聴覚資料は除外されていたからである。この理由として、法案を提案した大西正道代議士は、“財政的な制限からやむを得ず最低基準として図書の、しかも最も低い基準を考えなければならなかつた”⁵⁸と答弁を行っている。つまり、法案を成立させるために、図書に限定した形で妥協した提案を強いられる事情があつたことが伺える。

学校図書館法が成立した後、『視聴覚教育』誌上で視聴覚教育と学校図書館の関係者の座談会が組まれたが、そこでは視聴覚教育の側から、学校図書館法による国庫補助から視聴覚資料が外されたことについて、期待を裏切ったとする発言や、学校図書館関係者は図書偏重をしているという批判が出されている⁵⁹。

この視聴覚教育関係者の学校図書館法への失望は相当なものであったようで、1961年の日本映画教育協会から公刊された『視聴覚教育白書』でも、学校図書館法について“予算面の裏付けがなく、空文化してしまつたといつてよい”⁶⁰と記載した箇所があるほどである。

以上のように、学校図書館法の成立を機運として、視聴覚教育と学校図書館は連携を持ち得た可能性はあったが、視聴覚教育の側にとては国庫補助が削られたことで学校図書館と連携するメリットが少なくなってしまった。これにより、両者の連携が阻害された可能性は高いと思われる。

6.3 視聴覚教育課の位置づけの曖昧さ

視聴覚教育の制度構築で触れたように、1952年には文部省社会教育局に視聴覚教育課が設置されている。この課は社会教育局に置かれながらも、学校教育と社会教育の双方をカバーする課として位置づけられていた⁶¹。

しかし実態としては、学校教育を十分にカバーできていたとは言えないと思われる。例えば視聴覚教育課の管轄である、全国各地に設置された視聴覚ライブラリーは、学校教育における視聴覚教材を供給する重要な施設として、『視聴覚教材利用の手引き』で示された施設である。ところが、清水正男が1955年時点で行った研究では、全国の視聴覚ライブラリー総数508のうち、学校教育専用として設置されている施設は111箇所で全体の22%にしか満たず、51都道府県中11県には学校教育専用の視聴覚ライブラリーが設置されていなかった⁶²。また、学校専用以外のライブラリーも含めた形ではあるが、1館あたりの年間予算を検討すると、十分でないとされる25万円以下の視聴覚ライブラリーが187館、41%も存在していたという⁶³。こうした統計を踏まえながら、清水は学校図書館が予算不足で視聴覚資料を備えられない状態なのに、視聴覚ライブラリーの予算や資料が不足しているので、学校図書館と視聴覚ライブラリーの“緊密な連携は現状にあっては甚だ困難と云えよう”⁶⁴と論じている。

1955年という調査時期を考えると、学校図書館法がすでに公布され、学校図書館で視聴覚教育の教材を扱うことが明らかだった時期である。それにも関わらず、こうした実態になっていたことは、視聴覚教育課の中で学校教育に対する優先順位が低かったことを表しているのではないだろうか。この原因としては、視聴覚教育課が学校教育を担当する初等中等教育局とは別の組織である社会教育局の中に置かれたことで、学校教育に対しての関係が築きにくくなつたことが原因の1つだと考えられる。1949年の時点では、初等中等教育局と社会教育局の双方に視聴覚教育係が置かれており⁶⁵、当初から社会教育局で全て賄おうしていなかったことから考えると、文部省内での視聴覚教育課と決して明確ではなかったと考えられる。この点は、両者の連携を考える上では決して良い影響を与えたとは言えないだろう。

以上挙げた3つの阻害要因によって、視聴覚教育と学校図書館の連携は理念としては提唱されながら、一般へと広がらなかつたと示唆される。

7 おわりに

本研究では次のような知見が得られた。

まず、占領軍によって多様な資料を用いた教育、異なる観点を示す資料を備える図書館、図書以外の視聴覚資料を備える教材センターとしての学校図書館、以上3つの必要性が提唱された。

次に、占領軍からの提唱に基づき、視聴覚教育と学校図書館の双方で制度構築がなされていった。視聴覚教育は、占領軍が日本人の再教育の手段として映画というメディアを重視していたことから、占領軍の政策では、視聴覚教育が推進されていた。1952年に発行された手引き書では、学校図書館との連携が明記されている。また学校図書館も、占領軍の指導で設置を促す政策がとられた。例えば手引き書の作成や伝達講習会は、学校図書館設置や学校図書館運動のきっかけとなり、学校図書館法成立を促した。成立した学校図書館法では、学校図書館が図書だけではなく、視聴覚資料を収集する場として定義されていた。このように制度構築の段階では、両者が連携しうる状況が整えられつつあった。

そして、両者の運動団体の機関誌においては、互いの連携が必要だとする議論が行われていた。

さらに両者の実践報告では、互いが連携するという記述は見られないが、学校図書館の側は視聴覚教育に用いる教材を学校図書館に備えるとしていたし、視聴覚教育の側は多様な資料の活用を謳い教材センターとしての学校図書館を必要としていたと思われることから、実践の段階でも両者の連携が求められていたと考えられる。

以上のように、占領期においては占領軍の示したモデルに応じて、制度構築、議論、実践の3つの範囲で、学校図書館と視聴覚教育の連携が行われようとしていたことがわかった。しかし、占領政策が終結したこと、学校図書館法による国庫補助が視聴覚教材まで及ばなかつたこと、文部省内での視聴覚教育課の位置づけが曖昧であったこと、以上3つの阻害要因により両者の連携は広まるることはなかつたと考えられる。

それでも、今日の視聴覚メディアと学校図書館

の関わりを考える上では、占領期という時期に、視聴覚教育と学校図書館の双方が連携を模索していたことは、重要な動きだと言えよう。

本研究においては、放送教育と学校図書館の関わりや文部省内での視聴覚教育課の位置づけについて十分に検討できなかった。今後の課題としたい。

注

- 1) 文部科学省編『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境作り—知と心のメディアセンターとして』文教施設協会, 2001, 67p. 参照は p. 24–25.
- 2) 中村百合子 “研究文献レビュー：学校図書館に関する日本国内の研究動向” 『カレントアウェアネス』 no. 282, 2004, p. 24–28. 参照は p. 26.
- 3) 例えば、中村百合子が指摘するように、学校図書館運動のきっかけとなる文部省が公刊した指導書『学校図書館の手引き』では、手本としたアメリカの指導書ではみられない読書指導の章が追加されていたことが指摘されている（中村百合子 “『学校図書館の手引』編集における日米関係者の協働” 『日本図書館情報学会誌』 vol. 50, no. 4, 2004, p. 142–158.）。
- 4) 佐藤正晴 “占領期日本の教育改革と学校放送” 『ソシオロジスト』 no. 4, 2002, p. 25–45.
- 5) 瀧口美絵 “視聴覚教育の史的研究—「低迷期」の検討を中心”—” 『全国大学国語教育学会発表要旨集』 vol. 114, 2008, p. 101–104.
- 6) 中村百合子『占領下日本の学校図書館改革—アメリカの学校図書館の受容』慶應義塾大学出版会, 2009, 394p.
- 7) *Ibid.*, p. 84.
- 8) 山田泰嗣 “エドガー・デールの視聴覚教育思想と学校図書館” 『文化学年報』 vol. 54, 2005, p. 63–81.
- 9) 清水正男 “学校図書館に於ける機能と Non book material” 『信州大学紀要』 no. 5, 1956, p. 39–49.
- 10) 清水正男 “視聴覚ライブラリーと学校図書館—特に AVL の類型的考察-1-” 『信州大学教育学部研究論集, 人文・社会・自然科学』 no. 8, 1953, p. 37–59.
- 11) William H. Allen. “Audio-Visual Communication,” in Chester W. Harris. *Encyclopedia of educational research*, 3rd ed., New York, Macmillan, 1960, p. 115.
- 12) 中野照海 “視聴覚教育” <安彦忠彦ほか編『現代学校教育大事典』第3巻, ぎょうせい, 2002> 566p. 参照は p. 346–348.
- 13) 木内剛 “視聴覚教育” <久保義三ほか編著『現代教育史事典』東京書籍, 2001> 596p. 参照は p. 220–221.
- 14) Civil Information and Education Section. *Education in Japan*, [Civil Information and Education Section] 1946, 132p.
- 15) United States, Education Mission to Japan. *Report of the United States Education Mission to Japan*. submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, 1946, 83p.
- 16) 以下の視聴覚教育の団体に関する記述は、日本映画教育協会『視聴覚教育のあゆみ』日本映画教育協会, 1978, 418p. 稲田達雄『映画教育運動30年』日本映画教育協会, 1962, 516p. 田中純一郎『日本教育映画発達史』蝸牛社, 1979, 325p. 日本学校視聴覚教育連盟『日本の学校視聴覚教育: 学映連の歩み』日本学校視聴覚教育連盟, 1998, 244p. を参考にした。
- 17) 吉原順平 “III 占領下の民主化と短編映像—文化映画から新しい教育映画へ” 『ショートフィルム再考—映画館の外の映像メディア史から』入手先 URL:
<http://www.eibunren.or.jp/SF/shortfilm-3-1.html>
(参照: 2010-01-05)
- 18) *Ibid.*
- 19) 谷川建司『アメリカ映画と占領政策』京都大学学術出版会, 2002, 499p. 参照は p. 244–246.
- 20) アメリカ国内の政治産業、風景音楽、教育、教材、時事解説を行ったニュース映画に日本語のアナウンスを付与したもの (田中純一郎『日本教育映画発達史』蝸牛社, 1979, 325p. 参照は p. 175.)。
- 21) 日本視聴覚教育連盟 “全国視聴覚教育連盟創立記念 50 周年記念誌” 『視聴覚教育』 vol. 57, no. 6, 2003, p. 33–88.
- 22) 東京都学校視聴覚教育 OB の会『東京都学校視聴覚教育のあゆみ』編集委員会編『東京都学校視聴覚教育 70 年のあゆみ』東京都学校視聴覚教育 OB の会, 1994, 249p. 参照は p. 11.
- 23) 日本学校視聴覚教育連盟『日本の学校視聴覚教育: 学映連の歩み』日本学校視聴覚教育連盟, 1998, 244p. 参照は p. 43.
- 24) 日本視聴覚教育連盟 *Ibid.*, p. 64.
- 25) 文部省編『視聴覚教材利用の手びき』教育弘報社, 1952, 72p. 引用は p. 4–5.
- 26) *Ibid.*, p. 10–14.

- 27) *Ibid.*, p. 21.
- 28) 中村百合子 “戦後日本における学校図書館改革の着手: 1945–47” 『日本図書館情報学会誌』 vol. 48, 2002, p. 147–165.
- 29) 滑川道夫 “戦前の動きと戦後の出発” 『学校図書館』 no. 211, 1968, p. 51–54. 参照は p. 53.
- 30) 深川恒喜 “文部省刊行の学校図書館手びき書—「学校図書館の手びき」から「小学校における学校図書館の利用指導」まで” 『学校図書館』 no. 243, 1971, p. 51–54. 参照は p. 52–53.
- 31) 文部省編 『学校図書館の手引』 師範学校教科書, 1948, 137p.
- 32) 現在の奈良県天理市のこと。
- 33) 深川恒喜 “学校図書館運動の展望” 『図書教育』 vol. 1, no. 1, 1949, p. 20–25. 参照は p. 23.
- 34) 松尾彌太郎 “学校図書館運動十年の歩み” 『学校図書館』 no. 105, 1959, p. 8–16. 参照は p. 10–12.
- 35) 塩見昇 『日本学校図書館史』 全国学校図書館協議会, 1986, 211p. 参照は p. 168–171.
- 36) ただし、第2条では学校図書館の資料として、図書に加えて視聴覚資料が含まれていたのに対し、第13条では図書のみにしか補助が行われることが示されていない。この点については、第5章で触れる。
- 37) 高桑康雄 “北海道大学時代における城戸幡太郎の視聴覚教育・放送教育振興の活動—視聴覚教育史上の城戸幡太郎（2）—” 『情報と社会』 no. 7, 1997, p. 11–26.
- 38) 留岡清男 “巻頭言北海道教育の前進のために” 『新しい教材』 no. 17, 1955, p. 1.
- 39) 城戸幡太郎 “教材・教具・指導力” 『新しい教材』 no. 17, 1955, p. 2–5.
- 40) もちろん、北海道という一地域を対象にした運動だったという限定はあるものの、城戸幡太郎が視聴覚教育に限らず教育学全般に影響力を持っていた人物であったことを考えると、この発言も当時の視聴覚教育の中では一定の影響力があったと思われる。
- 41) 久米井東 “学校図書館と視聴覚教育” 『学校図書館』 no. 19, 1952, p. 7.
- 42) *Ibid.*, p. 7.
- 43) 渡辺浩邦 “学校視聴覚教育の当面する諸問題” 『学校図書館』 no. 19, 1952, p. 16–20.
- 44) 今井重雄 “視覚教育推進のために” 『学校図書館』 no. 19, 1952, p. 34–37.
- 45) 今井重雄ら “視聴覚教育と学校図書館” 『学校図書館』 no. 19, 1952, p. 30–33.
- 46) 札幌市立一條中学校編 『聴視覚教育の実践』 明治図書, 1950, 302p. 引用は p. 37.
- 47) *Ibid.*, p. 38.
- 48) *Ibid.*, p. 96–101.
- 49) *Ibid.*, p. 135–153.
- 50) 中村百合子 “米占領下日本における学校図書館職員養成の着手: 1946–49” 『文化学年報』 vol. 54, 2005, p. 17–48. 参照は p. 40–41.
- 51) 東京学芸大学第一師範学校附属小学校編著 『小学校の図書館教育』 學藝図書, 1949, 229p. 参照は p. 24.
- 52) *Ibid.*, p. 50–54.
- 53) *Ibid.*, p. 108–111.
- 54) *Ibid.*, p. 134.
- 55) 高桑康雄 『教育経営の革新と視聴覚教育』 日本映画教育協会, 1976, 203p. 参照は p. 136–143.
- 56) 吉田裕 『戦後改革と逆コース』 吉川弘文堂, 2004. 287p. 参照は p. 64–85.
- 57) 塩見昇 *op. cit.*, p. 173.
- 58) 第16回国会参議院文部委員会会議録第14号。昭和28年7月28日
- 59) 阪本越郎ら “座談会学校図書館と視聴覚教育” 『視聴覚教育』 vol. 7, no. 11, 1953, p. 28–38.
- 60) 日本映画教育協会 『視聴覚教育白書—映画教育の問題を中心に—』 日本映画教育協会, 1961, 200p. 引用は p. 172.
- 61) 鈴木勉 “戦後における文部省AV教育施策” 『視聴覚教育』 vol. 12, no. 2, 1958, p. 62–64.
- 62) 清水正男 “視聴覚ライブラリーと学校図書館—特に AVL の累計的考察-1” *op. cit.*, p. 42–43.
- 63) *Ibid.*, p. 45.
- 64) *Ibid.*, p. 45.
- 65) 鈴木勉, *op. cit.*

The Relationship of School Libraries and Audio-Visual Education in 1945–1953

Fukuji IMAI †

† Graduate School of Education, the University of Tokyo

The paper describes the relationship of school libraries and audio-visual education during the post-World War II era in Japan under the US occupation (1945 – 1952). The General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers and related organizations proposed the education using various materials and the suggestion that a school library should manage audio-visual materials. Accordingly, Japanese Ministry of Education built the system of a school library and audio-visual education. The basement of the relationship was developed. Some private organizations and practitioners stressed the importance of the relationship. Therefore it was attempted to establish the relationship between school libraries and audio-visual education. However, the relationship was not diffuse. There are three disincentive factors for the relationship: the termination of occupation policy, the absence of finance supports for audio-visual materials in school library law, and the ambiguous position of audio-visual education in Japanese Ministry of Education.

Keyword: School Library, Audio-Visual Education, The Reform of Education in Japan.